

保国発 0628 第 1 号
平成 29 年 6 月 28 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公 印 省 略 ）

第三者行為による被害に係る直接求償事務の取組強化について

国民健康保険における保険給付の対象となる疾病、負傷又は死亡の保険事故については、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果生じたものである場合がある。

各市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合（以下「保険者」という。）は、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 64 条第 1 項の規定により、保険給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。

これまで、保険者におかれては、代位取得した損害賠償請求権（以下「求償権」という。）を行使し、保険給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化に取り組んでいただいている。特に、平成 28 年度からは、一般社団法人日本損害保険協会等の損害保険関係団体と「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に係る覚書」（以下「覚書」という。）を締結し、自動車事故による被害に対する損害保険の任意保険が使用される事案において、損害保険会社が傷病届等の作成を無償で援助するとともに、国民健康保険の利用を開始してから約 1 か月以内に保険者に提出されるようになり、求償実績が着実に向上してきている状況がみられる。しかしながら、任意保険が使用されない被保険者については、覚書による援助が受けられないとともに、損害額が自動車賠償責任保険の補償上限額を超える場合には、第三者に対し直接求償権（以下「第三者直接求償」という。）を行使することとなり、債務名義を取得して強制執行を行う等の法的手続きを講じる必要があるときがある。また、自転車事故、ペットによる噛みつき、食中毒、闘争等の傷害事故について損害保険による賠償が受けられない場合も同様である。

今般、会計検査院から「国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の実施について」（平成 29 年 3 月 24 日付け 29 検第 201 号厚生労働大臣宛て）

が発遣され、会計実地検査の結果、一部の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）においては、実施体制が十分に確保されていないこと等を理由に、第三者直接求償に係る事務については全て受託事務の範囲外とされているところがあるとともに、一部の保険者においては、第三者との間で過失割合についての協議等を行うに当たり専門的知識が不足していること等を理由に、自ら第三者直接求償の事務を行っていないところが見受けられたとして、厚生労働大臣に対し、改善処置が求められたところである。

このため、第三者直接求償に係る事務の取組強化に向けて、都道府県、保険者及び国保連合会等の関係者のご意見を踏まえ、別添のとおり「第三者直接求償事務に係る対応方針について」を策定したので、都道府県におかれては、本方針について管内保険者及び国保連合会に対して周知いただくとともに、別添の対応方針に基づき、下記のとおり管内保険者に対し遺漏なく第三者直接求償を実施するよう徹底いただき、併せて国保連合会に対し受託事務の範囲の見直しに関する取組方法及び工程表を検討いただくよう指導・助言をお願いする。

記

1 会計検査院より求められている取組

会計検査院からは次の取組が求められている。

- (1) 第三者直接求償事務を行うには専門的知識を要することなどを考慮すると、第三者直接求償事務を適切に行うために、国保法第 64 条第 3 項等の規定に基づき、第三者直接求償事務についても国保連合会に委託して行うことができるようにするなどすること。
- (2) 厚生労働省において、保険者による求償事務の適切な実施を推進するために、国保連合会における受託事務の範囲の見直しなど第三者直接求償事務を適切に行うための具体的な方策について検討して、都道府県を通じて保険者及び国保連合会に対する指導等を行うなどすること。

2 第三者直接求償事務に係る対応方針について

(1) 保険者の役割

保険者は、法律上当然に損害賠償請求権を代位取得した当事者であり、保険給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化を推進する給付の責任主体として、第三者に対し、代位取得した損害賠償請求権を適切に行使すべき立場にある。保険者が第三者直接求償を行うに際しては、被害者の過失の有無により求償額が影響を受けるものではないが、第三者からの主張等により、被害者にも明らかな過失があると認められるときは、被害者の過失割合に応じて求償

額を減額して差し支えない。

一方、傷害事故に的確に対応し効率的に求償を行うため、第三者直接求償に係る事務を国保連合会に委託する場合には、国保連合会が債務承認以外の方法による時効中断を行うことが困難であることに鑑み、各保険者におかれては、最終的な責任主体として、債権の保全・回収を適切に行う観点から、国保連合会との役割分担を定める必要がある。

また、過失割合に応じた求償額の決定は保険者が行うものであるが、徴収事務の一部として、国保連合会に過失割合の決定を委託する場合には、決定後の過失割合に基づく求償額の承認を行うものとする。

(2) 国保連合会の役割

国保連合会は、審査支払機関であるとともに、保険者事務の共同処理機関の役割も担い、国保法第 64 条第 3 項の規定により第三者求償に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置していることに鑑みれば、交通事故も含めて全ての傷害事故に係る第三者直接求償に係る事務を請け負う体制を構築することが適切である。

このため、国保連合会は、別添の対応方針に基づき、第三者直接求償に係る受託範囲の見直しに関する取組方法及び工程表について、保険者の平成 30 年度予算編成が行われるまでに検討することとし、保険者の要望や専門職員の更なる確保の必要性、費用負担の在り方等の地域の実情を踏まえて、できるところから始めて段階的に拡大を図るなど、具体的に実現可能な取組方法等を定めることとする。

(3) 都道府県の役割

都道府県におかれては、保険者における第三者直接求償の取組が適切に行われるよう、研修の機会等を活用して、具体的な債権管理手法等について指導・助言を行うとともに、国保連合会における取組方法等の検討及び専門職員の確保等に特段のご協力をお願いする。

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課 島添・和田(憲) 電話：03 (3595) 2565 (直通) メール：kokuho@mhlw.go.jp
